

豚の人工授精に係る技術研修会実施要領

第1 研修の目的

養豚経営における繁殖管理の経費と労力を節減し、優良雄豚の効率的利用と斉一性の高い豚肉生産を可能にする家畜人工授精技術の普及定着を推進し、本県の養豚経営の安定的発展に資する。

第2 研修会

(1) 開催回数及び日数

原則として毎年1回、3日間程度の開催とする。

(2) 開催の通知

千葉県畜産総合研究センター長が申込受付開始14日前までに畜産課長、担い手支援課長、各農業事務所長及び各関係団体宛てに通知する。

(3) 開催場所

千葉県畜産総合研究センター（以下「センター」という）

(4) 研修内容

一般講義と実技（精液採取、精子の活力検査、人工授精など）とする。なお研修会の内容は初心者向けとする。

(5) 受講資格

県内で養豚業を営む者又は従事する者に限る。

(6) 研修対象者及び募集人数

ア 対象者：豚の家畜人工授精師免許を有していないもの

イ 受入人数：3名程度。応募者多数の場合は調整することがある

(7) 研修担当者

研修の担当者は畜産総合研究センターの職員とする。

なお、畜産総合研究センター長（以下「センター長」という）は講習の円滑な実施及び講習内容の充実を図るため、必要に応じて、上記機関以外の県職員を講師として指定する場合もある。

第3 研修会の受講者負担・受入条件

(1) 受講者負担

ア 研修会の受講料は、無料とする。

イ 教材費や宿泊費等については受講者の実費負担とする。

(2) 受入条件

ア 研修会前1週間以内に海外から入国（帰国を含む）していないこと。

イ 研修の3日（72時間）前から家畜（牛、豚、山羊、綿羊）との接触（畜舎内への立ち入りも含む。）をしていないこと。

- ウ 研修期間中はセンター周辺の宿泊施設に滞在し、家畜との接触は避けること。
- エ 研修初日は養豚場内に入る際に、シャワーを浴びること。研修時はセンターが準備した作業服及び長靴に履き替えること。
- オ センターでの研修中は、センター長等の指示に従い行動すること。
- カ 研修中に発生したケガ等の事故についてセンターはその責を負わないこと。

第4 研修受講申込み手続き

(1) 申込書の受付期間

申込書の受付期間は、別途定める。

(2) 必要書類

ア 豚の人工授精に係る技術研修会申込書（別記様式1）

イ 豚の人工授精に係る技術研修会受入条件順守の誓約書（別記様式2）

(3) 書類の提出先及び提出方法

書類の提出先は畜産総合研究センターとし、提出方法は郵送とする。

(4) 受講者の決定及び通知

提出された研修会申込書等を審査の上、決定し、開催 1 週間前までに本人に通知する

第5 注意事項

本研修では家畜人工授精師の免許は取得できない。

第6 その他

この要領に定める事項の他、研修会の円滑な実施を図る上で必要な事項が生じた場合には、センター長がその都度指示又は別に定めるものとする。